

指定等法人が行う指定、登録等に係る事務・事業の定期的検証

1. 定期的検証の概要

- 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、指定等法人（※）が行う指定、登録等に係る事務・事業について、改善すべき点がないか毎年見直しを行うとともに、少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこととされている。この閣議決定を踏まえた対応として、平成20年度、平成23年度及び平成28年度に検証を実施した。

※「指定等法人」・・・法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人。

2. 平成29年度以降の事務・事業の見直しの状況

- 今般、前回の定期的検証からおおむね5年が経過したことを受け、改めて平成29年度から令和3年度までに厚生労働省が所管していた75の事務・事業について点検を行ったところ、指定等の権限を都道府県に移譲することにより国として指定等を廃止した事務・事業が2あった。このため、令和4年3月現在、73の事務・事業を対象として検証を行った。

- 平成29年度から令和3年度までの間に、例えば、次のような具体的な見直し等を行っている。

●経費の削減

（※括弧内の数字は、事務・事業一覧の該当事務・事業の通し番号）

- ・理容師試験事務（20）を行う組織の改廃・集約を行い、職員を削減
- ・中央福祉人材センターの研修等（36）について集成型・オンライン型の併用を図ることで経費を削減 等

●事務・事業の厳格化、効率化等

- ・港湾労働者雇用安定センターの事業（39）における派遣元責任者講習の受講申込から修了証明書発行までのオンライン化の検討
- ・指定高度管理医療機器等の適合認証（57）を行う登録認証機関に対する立会検査の導入
- ・診療報酬請求書の特別審査（61）の対象範囲見直しによる医療費の適正化
- ・戦没者遺骨収集事業（63）において遺骨収容プロセスの抜本的見直しを実施 等

●その他

- ・技能検定の実施（26）における技能検定職種の新設
- ・介護福祉士養成課程（74）における教育内容の見直し 等

3. 今回の定期的検証の結果

- 指定等法人の事務・事業については、2. のとおり、平成29年度以降も具体的な見直しを実施してきたところであるが、今回改めて、73事務・事業について、①必要性・有効性等（事務・事業の必要性、妥当性、有効性）、②執行体制の妥当性等（指定等を行う妥当性、実施主体としての適格性）、③評価結果の総括（現状分析と今後の方向性）等の観点から評価を行い、厚生労働省ホームページにおいて公表した。
- 評価結果の総括としては、73事務・事業について、引き続き指定等法人により実施する必要があるとしているが、2. に挙げるような随時の見直し等に加え、今後も定期的な検証を行い、必要な見直しを行っていくこととしている。